北海道固定資産評価審議会のあらまし

１　審議会の設置の趣旨

固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）は、固定資産である土地及び家屋の評価について、市町村間の適正均衡を確保するため、知事が処理する固定資産の評価に関する事項について、学識経験者等の意見を聞くための附属機関です。

（根拠：地方税法第401条の２、北海道固定資産評価審議会条例及び同施行規則）

２　審議会の組織

○　審議会は、国の関係地方行政機関の職員、地方公共団体の職員及び固定資産評価についての学識経験者から選任する委員12名以内で構成されています。

○　委員は知事が任命し、その任期は２年となっています（再任可）。

○　補欠委員の任期は、前任者の残任期間となります。

３　審議事項

審議会は、土地及び家屋の評価に関する事項で、知事がその意見を求めたものについて調査審議することとされています。

なお、審議事項は、おおむね次のとおりです。

(1) 知事が定める固定資産評価基準の細目に関すること。

① 土地及び家屋の提示平均価額の算定

② 土地の基準地価格の算定

(2) 固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告に関すること。

(3) その他知事が意見を求めた事項に関すること。

４　開催時期

審議会の開催時期は、次のとおりです。

(1) 上記３(1)については、原則、３年に１度の評価替えの年の前年度に審議を行います（11月頃と２月頃　令和８年度、令和11年度・・・）。

なお、評価替えの前年度以外の年度において、市町村内に新たな地目（田、畑、山林に限る。）が生じた場合は、当該地目について審議を行います（11月頃と２月頃）。

(2) 上記３(2)及び(3)については、当該事例が生じた場合に、その都度審議を行います。

(3) 本審議会の委員は、12名で土地の学識経験者（土地、家屋、税制）、行政機関の職員などの方に就任いただいています。